

大使館からのお知らせ（国際旅客機のポーランド国内の空港への  
着陸禁止措置の一部変更について（7月29日））

<ポイント>

○日本を出発する国際航空便は、8月11日まで引き続きポーランド国内の空港に着陸可能です。

7月28日付で発出された「航空便の運航禁止に関する内閣令」において、国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置が、以下のとおり変更されました。

- 1 スウェーデン、ポルトガル及びルクセンブルグを除くEU及びEFTA加盟国、日本、アルジェリア、アルバニア、ウクライナ、ウルグアイ、オーストラリア、カナダ、韓国、ジョージア、タイ、チュニジア、トルコ、ニュージーランド、ベラルーシ、モロッコ及びルワンダの空港発の国際航空便が、ポーランド国内空港へ着陸することが可能となりました。なお、ルクセンブルク及びモンテネグロの空港発の国際航空便は、今回の内閣令によりポーランド国内空港への着陸ができなくなりました。
- 2 上記1以外の地域からの国際航空便については、着陸禁止措置が延長され、ポーランド政府及び外国政府の指示により運航されるチャーター便のほか、個人及び法人の指示により運航される定員15名以下のチャーター便が引き続き同措置の例外となっています。
- 3 本政令は7月29日から8月11日まで有効となっています。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)